

令和5年かすみがうら市教育委員会8月定例会 会議次第

日時 令和5年8月25日(金)
午前9時～
場所 あじさい館 研修室2

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 教育長報告
- 4 議題
 - (1) 議案第20号 かすみがうら市いじめ問題等対策委員会委員の委嘱について
 - (2) 議案第21号 かすみがうら市立学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について
 - (3) 議案第22号 議案に係る意見聴取について
・令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算(第6号)について
 - (4) 議案第23号 議案に係る意見聴取について
・令和4年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

【追加議題】

 - (5) 議案第24号 令和6年度使用教科用図書の一部追加採択について
- 5 その他
- 6 閉会

令和5年かすみがうら市教育委員会8月定例会 会議録

1 開催日時 令和5年8月25日(金) 開会 午前 9時00分
閉会 午前11時20分

2 開催場所 あじさい館 研修室2

3 出席委員 教育長 井坂庄衛
委員 稲生耕一(教育長職務代理者)
委員 中島和彦
委員 坂本雅子
委員 梶本 梓

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

教育部長	坂本重男
学校教育課長	仲澤 勤
生涯学習課長	齋藤 明
スポーツ振興課長	由波大樹
教育指導室長	坂本篤也
歴史博物館長	千葉隆司
霞ヶ浦中地区公民館長	佐藤 敦
千代田義務教育学校地区公民館長兼下稲吉中地区公民館長	山口由晃
図書館長	鈴木教男
市長公室長(市長部局)	横田 茂
政策経営課長(市長部局)	貝塚裕行
学校教育課 課長補佐	中村基紀(書記)
学校教育課 総務担当	永谷 恵(書記)

6 議題

- (1) 議案第20号 かすみがうら市いじめ問題等対策委員会委員の委嘱について
- (2) 議案第21号 かすみがうら市立学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第22号 議案に係る意見聴取について
・令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算(第6号)について
- (4) 議案第23号 議案に係る意見聴取について
・令和4年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

【追加議題】

(5) 議案第24号 令和6年度使用教科用図書の一部追加採択について

7 その他

8 傍聴者 なし

9 会議の概要

開会 午前9時00分

事務局 起立、礼、着席。
それでは、これより教育委員会を開催したいと思いますので、教育長、よろしく願いいたします。

教育長 おはようございます。
本日は、市行政機能拡充プランの説明ということで、市長部局より横田市長公室長と貝塚政策経営課長にご参加いただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日は4名の委員さんが出席されておりますので、会議は成立いたします。

これより、令和5年かすみがうら市教育委員会8月定例会を開催いたします。

最初に、事前に送付いたしました7月定例会の会議録について、訂正等の連絡はありませんでしたので、こちらを決定稿とさせていただき、教育委員会のホームページへ掲載させていただきます。

続きまして、「教育長報告」について、私から、ご報告させていただきます。

(資料に基づき8～9月の教育長動静について報告)

教育長 ただいまの報告について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 特にございませんか。
それでは議事に入る前に、市長部局より、「かすみがうら市行政機能拡充プラン」について教育委員会委員の皆様にご説明したいとの話がありましたので、市長公室の貝塚政策経営課長より説明を受けたいと思います。
それでは、よろしく願いいたします。

政策経営課長 それでは、資料に基づきまして説明させていただきます。
まず今回の計画でございますが、千代田ショッピングモールの管理事業者様から、「モール内の店舗 Wonder Goo が令和6年1月で撤退するという意向が示されたため、後継に行政機能として活用してはどうか」というお話をいただきました。そのことを発端として、管理事業者様、Wonder Goo

事業者様と協議を進めてまいりました。

市では公共施設の老朽化の対策、市民サービスの利便性の確保、財政状況等の観点から検討を行っている中で、Wonder Goo の既存の建物を無償で寄附いただけるという条件が示されまして、それらを総合的に判断した結果、Wonder Goo の店舗を活用して公共施設の移転を進めるという計画に至ったものでございます。

資料の1ページをお願いします。今回のプランの目的ですが、市民サービスの利便性の向上と、老朽化に伴い更新が必要な施設について、財政上の制約がある中で当面の行政機能の移転を行う、というものでございます。

具体的な内容ですが、2ページをご覧ください。現在の状況について、表の真ん中に示しております。資料中央の現状の千代田庁舎については、表の右側に Wonder Goo 跡に記載がありますとおり、保健福祉部をはじめとして庁舎の1階部分に配置されている部署が、Wonder Goo 店舗に移転をします。表の左側、防災センター・千代田庁舎とございまして、千代田庁舎には本庁舎と増築された防災センターがあるのですが、こちらにある総務課や議会事務局が本庁舎の1階へ移動します。また防災センターの空いた場所に、消防本部と西消防署が移転するという計画でございまして。次に、表の真ん中にある働く女性の家は、中央出張所という窓口機能を備えた施設でございまして、こちらは表の右側で、現在はわかぐり運動公園の中に配置しています下稲吉中地区公民館を、この施設に配置するという予定をしております。また、窓口機能については近接する Wonder Goo に大部分の機能が移転しますので、一部を残して縮小する予定です。ただしこれまで窓口機能を活用していましたので、地域コンシェルジュの配置や、市民の方へ出向くアウトリーチ型のサービス提供などで、サービスの向上に努めてまいりたいと思います。次に真ん中の千代田公民館は、築45年でかなり老朽化しており、旧志筑小学校へ移転しまして、あわせて千代田公民館にある図書館分館についても移動する予定です。また千代田庁舎1階部分が Wonder Goo 跡地へ移動するため、旧志筑小学校へ新たに窓口機能を開設する予定です。

次に3ページをお願いします。移転に該当する施設の概要でございまして。施設ごとの建築年数を書いてございまして、昭和52年、昭和49年など、年数がだいぶ経過している建物が多い状況です。次の4ページには、メリットを記載してございまして。

飛びまして6ページのスケジュール案でございまして、令和6年4月には旧志筑小学校へ千代田公民館の機能を移転し、あわせてコミュニティセンターを配置するという計画でございまして。先ほど申し上げました窓口機能については、令和6年11月の他の窓口機能の移転に合わせて、開設予定でございまして。右の方ですが、令和6年に Wonder Goo の改修工事に入り、11月に移転、令和7年には防災センター・増築棟に消防機能に必要な施設改修を行い、令和8年5月には消防署が移転し、今回の計画が完了する予定でございまして。

簡単ではございますが、説明は以上となります。

教 育 長

ありがとうございました。

ただいまの行政機能拡充プランについて、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

中 島 委 員

Wonder Goo というのは、場所はどこにあるのでしょうか。

政策経営課長 千代田ショッピングモールの中です。ケーヨーデイツーやカワチがあるところですよ。

学校教育課長 都市計画道路が国道6号から神立駅へまっすぐ繋がりましたが、その中間の交差点のところとなります。

中島委員 わかりました。提供いただける、そちらの店舗は築何年なのでしょう。

政策経営課長 築20年となります。

中島委員 平成10年代に建築されたものなのですね。建物は無償で寄附いただけるということですが、土地は誰の所有なのでしょう。

政策経営課長 他の店舗も同じですが、すべてショッピングモールの管理事業者様が所有している土地でございます。

中島委員 建物は無償で寄附いただいて、土地代は管理事業者様にお支払いすることになるわけですね。そうすると建物を壊さなくて済みますので、Wonder Goo 側にもメリットがあるという中で、移転計画ということですね。簡単な説明をいただいたところですが、こちらの移転は市としてもかなりのメリットがあるということで、理解してよろしいでしょうか。

政策経営課長 その通りです。

坂本委員 参考までにお伺いしたいのですが、3ページの資料ですと他の建物がRC構造と書いてあるものが多い中で、Wonder Goo はS構造となっておりますが、こちらはどのような構造で、耐震などはどうなのでしょう。

政策経営課長 S構造は鉄骨造でございます。RCは鉄筋コンクリートのことです。鉄骨造の法定耐用年数は34年でして、現在築20年の建物ですが、今後は定期借地ということで20年間土地を借りる予定で協議を進めております。法定耐用年数は超えますが、現在耐震強度が十分確保されていることは確認しておりますので、使用するにあたっての支障はないと考えております。

坂本委員 先ほどのご説明で「当面の機能移転」というお話であったのは、そういうわけですね。ありがとうございました。

教育長 せっかくの機会ですので、その他になにかございますか。

(「特になし」の声あり)

教育長 よろしいでしょうか。こちらのプランについて、市民への説明会もあるのですよね。

政策経営課長 はい。8月9日・10日・11日に、中学校区ごとに、説明会を実施しております。

教育長 ありがとうございました。それでは他に質問がないようですので、横田市長公室長と貝塚課長はここで退席をさせていただきます。

(横田市長公室長、貝塚政策経営課長 退出)

教 育 長 それでは、議事に入ります。
議案第20号「かすみがうら市いじめ問題等対策委員会委員の委嘱について」を議題といたします。
事務局学校教育課教育指導室より、説明をお願いいたします。

教育指導室長 資料の3ページをお願いします。
議案第20号「かすみがうら市いじめ問題等対策委員会委員の委嘱について」でございます。標記の件について、かすみがうら市いじめ防止等に関する条例第14条及びかすみがうら市いじめ問題等対策委員会規則第2条の規定に基づき、別紙のとおり委嘱したく、教育委員会の議決を求めます。
委嘱する者、委嘱期間は別紙のとおりとなっています。4ページの名簿をご確認いただければと思います。
説明は以上でございます。

教 育 長 ただいまの教育指導室長からの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 それでは質疑が無いようですので、議案第20号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第20号については、原案のとおり可決されました。
次に、議案第21号「かすみがうら市立学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。
事務局、学校教育課より、説明をお願いいたします。

学校教育課長 資料の5ページとなります。
議案第21号「かすみがうら市立学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について」でございます。こちらについて別紙のとおり制定したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めます。

改正する規則については次の6ページをご覧ください。

変更となる内容につきましては、次のページの新旧対照表でご説明します。第4条第1項ですが、小学校及び義務教育学校前期課程の月額が4,100円であったものが4,800円に、中学校及び義務教育学校後期課程が4,600円であったものが5,300円に、教職員についても4,600円が5,300円に、それぞれ700円を上げるという内容でございます。また、1日あたりの単価についても、それぞれ30円の値上げをするというものでございます。

こちらの金額について、当面の間児童生徒に関しては、市費負担で保護者からの徴収額は変えない、ということで考えております。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今の学校教育課長からの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

中 島 委 員 たしか9月から3か月間は、児童生徒の学校給食費は無償とするということでしたが、その無償となる期間中であっても、規則改正の文章としてはこちらのよう10月1日と定めたほうがいい、ということよろしいでしょうか。

学 校 教 育 課 長 そうですね、9月から11月の3か月間の無償はまた別の政策でございまして、今回の改正は例規上の基準額を変える、というものでございます。保護者負担から見ますと、9月から11月の給食費は無償、12月から3月までの当面の間は小学生であれば4,100円のまま、という形で進めて参ります。それ以降については、来年2月ごろに来年度の予算案ができてくると思っておりますので、その時期にまたご説明したいと思っております。

教 育 長 その他ご質問はございますか。

 (「質疑なし」の声あり)

教 育 長 質疑が無いようですので、議案第21号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

 (「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第21号については、原案のとおり可決されました。
次の議案に移る前にお諮りいたします。
議案第22号は、令和5年度補正予算(案)の内容となっており、議案第23号は、令和4年度の決算の内容となっていることから、いずれも市議会へ提出前でありますので、その性質上、『非公開』としてよろしいか伺います。

 (「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第22号から23号を『非公開』といたします。

----- [以下、非公開] -----

議案第22号 議案に係る意見聴取について
・令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算(第6号)について
議案第23号 議案に係る意見聴取について
・令和4年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

----- [以下、公開] -----

教 育 長 以上で本日予定していましたが付議案件の審議は終了しましたが、事務局から 議題1件を追加したいとの申し出があります。

本日の議題に追加してよろしいか伺います。

(異議なし)

教 育 長

ご異議なしと認めます。
よって、本日の議題に追加することにいたします。資料の配布をお願いします。

(資料配布)

教 育 長

それでは、議案に移る前にお諮りいたします。
議案第24号につきましては、茨城県第6採択地区教科用図書選定協議会において、教科用図書の選定、採択、その他の事務処理が終了するまで、情報を公開することが出来ないため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規程により、会議を『非公開』としてよろしいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。
よって、議案第24号は『非公開』といたします。

----- [以下、非公開] -----

議案第24号 令和6年度使用教科用図書の一部追加採択について

----- [以下、公開] -----

教 育 長

以上で、本日の付議案件の審議は、すべて終了いたしました。
次に、事業報告及び事業計画の事項に入ります。
学校教育課より、順次、説明をお願いいたします。

(学校教育課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(生涯学習課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(スポーツ振興課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(学校教育課教育指導室の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(歴史博物館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(霞ヶ浦中地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(千代田義務教育学校地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(下稲吉中地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき

説明)

(図書館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

稲 生 委 員 学校教育課で8月9日に通学路の安全点検を実施したとのことでしたが、どのような結果だったのか、わかる範囲で教えていただきたいと思っております。

学 校 教 育 課 長 新規で何か所か点検をした箇所もあったのですが、申し訳ありません、本日資料を持ち合わせておりませんので、次回ご報告させていただきます。

稲 生 委 員 わかりました。

教 育 長 では、次回報告ということで、よろしく申し上げます。
その他いかがでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 無いようですので、続いて、その他の事項に移ります。
その他、報告事項又は質問等がありましたらお願いします。

学 校 教 育 課 長 はい、学校教育課から何点かご報告させていただきますので、資料を配布させていただきます。

(資料配布)

学 校 教 育 課 長 それでは、ご説明させていただきます。こちらは、昨日開かれました市議会文教厚生委員会でご報告しました内容となっております。

まず1点目ですが、学校給食における異物混入事案にかかるその後の経過・対応についてです。

6月9日に市内の学校でパンの中に爪楊枝が入っていた件の、経過と対応状況でございます。経過については以前の報告のとおりなのですが、その後現場確認や現地調査を行った結果でございますが、結論としましては原因特定には至らなかった、ということでございます。もともとパンの発注は製造業者に直接依頼しているわけではなく、茨城県学校給食会を通じて依頼しているものですが、改善策としてパンの製造業者等に対して、原因はわからなかったとはいえ、今後こういう事故が起こらないような対策を取っていただきたいと申し入れを行ってまいりました。そうしましたところ、7月13日に発注先の学校給食会を通じてパンの製造業者から、本市への納入を辞退したい、との申し出がございました。そういった状況により、学校給食会に別の製造業者の推薦をお願いしたいと依頼しまして、木曜日と金曜日で別の業者2社で提供が可能という回答をいただき、夏休み明けのパン食の再開に向けて進めているところです。ただ日程の関係上、納入開始が10月からになってしまうということで、9月分をどうするかについては別の問屋と調整し、県外の事業者ではありますが1か月間の納入が可能ということになりましたので、9月からパンの提供を始めること

になりました。以上の内容につきましては、保護者あてに今月マチコミメールで通知させていただいているところでございます。

次に2点目でございます。学校プールにおいて足の裏に赤い斑点のような傷が発生したということで、こちらも前回にお話しした内容でございます。霞ヶ浦南小学校のプールにおいて、霞ヶ浦北小学校の児童が添付写真のようなけがをしたということで、主に足の親指の裏に小さな丸い傷のようなものが、7月5日に9人見つかった、ということでございます。それ以前にプールを使用した学校に確認したところ、南小学校でも前日に6人、北小学校もさらに前日に2人、同様の症状の児童がいたということでした。原因につきまして本課の職員と南小学校の教員で現地調査を行いまして、プールに入って調査をしましたところ、職員の中にも同じような傷ができる者がいました。原因はプールの底にカルシウムの結晶が固着した物体があり、それで擦れて傷ができたのだろう、ということでございます。その物体は本年5月のプール開始前の清掃の段階で、職員は把握していましたが、ここまで足が擦れるほどではなく、少しの凹凸がある程度で擦れるような硬さや危険性を感じず、検査の結果も炭酸カルシウムということで人体に影響があるものではない、という報告を受けていたため、プールの使用に影響はないと判断し授業を進めていたものです。しかし、結果としてこのような17名のけがが人を出してしまったということで、大きく反省すべき点だと考えております。

まず原因の特定として、なぜこういう物が固着したのかと言いますと、昨年度はジュニアスイミングスクールを初めて南小学校で実施しました。プールの管理体制についてはもともと学校に依頼しているものだったのですが、例年は夏休み前の7月20日でプールの授業が終わっていたところ、夏休みにスポーツ振興課事業でプールを使用したため、本課の職員と学校教員との連携がうまくとれておらず、ろ過機や薬剤の使用方法があいまいになってしまいました。ろ過機が回っている時には自動的に次亜塩素酸ナトリウムが混ざり殺菌されるようになっていますが、昨年は夏休みにプールを使用したためろ過機を止めるタイミングが遅くなったことで、本来ですと青ヌルをとる薬剤を入れるタイミングもずらすべきでした。しかしろ過機を止める前に、学校の担当者が薬剤の投入を続けてしまったことで、アルカリ性の濃度が高いままの状態ですらに濃度を高める結果となってしまう、水道水中のカルシウム分が抜け出して固着してしまった結果と考えております。以上の内容は薬剤の会社とプールの施工業者にも確認し、他のプールでも同様の事例があるということで、報告を受けております。

改善点としまして、プールの清掃が必要となったためプールの水を全部抜いて底面のカルシウム分を全部剥がしまして、コンクリではなくFRPのプールですので、つるつるの状態になっています。清掃後に再度水を張りまして、7月の事故発生により実施できなかった、南小学校と北小学校の本来の授業に必要な時間数を、9月に実施したいと考えております。なお、霞ヶ浦中学校は6月中に授業時間を完了しておりますので、9月に授業は実施しません。

このように見立てがあまり事故を起こしてしまい、また学校との連絡体制・管理体制がしっかりできていなかったことから、本課と学校の間でマニュアルを作成し共通認識をもって進めていくように、改善していきたいと考えています。以上の内容についても、マチコミメールを通じて該当校の保護者へ通知をしております。

3点目でございます。廃校学校における銅線の窃盗事件でございます。

8月6日から7日において、旧志士庫小学校と旧七会小学校の電源用の

銅線ケーブルが切断されて盗まれてしまったという事件でございます。こちらは警備員が気付いて、旧七会小学校を管理する本課と、旧志土庫小学校を管理する検査管財課に報告をいただきまして、状況を確認いたしました。また、旧七会小学校は次の日の8日も連続して盗難されてしまった、というところですが、被害としまして、旧志土庫小学校は電線のケーブルが76メートル、こちらは50万円相当となっておりますが、工事費込みの被害額です。また、窓ガラスを一部割られておりますので、その被害もございます。旧七会小学校では、電線ケーブルが360メートル、120メートルが3本という内訳ですが、被害額は工事費込みで250万円相当でございます。

盗難の対策としまして、各校とも正門に鍵をかけまして、さらに旧七会小学校には簡易なものです防犯カメラを設置し、対応している状況でございます。

以上でございます。

教 育 長

ありがとうございました。
報告ということで、よろしく願いいたします。
その他にご報告等はございますか。

スポーツ振興課長

その他ということで、スポーツ振興課から報告案件がございます。

机上にお配りしました資料、「第2常陸野公園に係る災害復旧工事」に伴う市長による専決処分案件でございます。工事概要としましては、当該公園法面の土砂流出に伴う本復旧工事でございます。

資料の表紙をめくっていただき、2枚目になります。こちらは専決処分書でございます。下記の件について、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和5年8月10日付けで、かすみがうら市長による専決処分をいたしました。こちらについては、9月5日開会予定となっております、第3回かすみがうら市議会定例会において、本案件を議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の理由としましては、本年6月2日に発生しました大雨により、被災しました市道、その他の公共施設の復旧に係る経費等に関し、早急な予算措置をするため、令和5年度一般会計補正予算（第5号）により補正を行うものでございます。

次いで、予算措置についてですが、資料3枚目の予算書、下段になります。11款災害復旧費、5項文教施設災害復旧費、2目社会教育施設災害復旧費、14節工事請負費、0102体育施設災害復旧に要する経費としまして、200万円を計上してございます。

工事箇所については資料4枚目となります。こちらの工事内容としましては、第2常陸野公園法面の一部において土砂が流出する事案が発生し、現在は応急処置としまして、1トン用のフレコンバック13体を設置し仮復旧している状況ですが、今回の本復旧工事では法面整形及び種子が付着してある藁芝による法面保護工事270㎡を行う内容となっております。

以上、ご報告申し上げます。

教 育 長

ありがとうございました。
報告ということですので、よろしく願いいたします。
その他何かございましたらお願いします。

（「特になし」の声あり）

教 育 長 その他、特になければ、次回定例会の日程を決めたいと思います。
次回の教育委員会9月定例会は、令和5年9月28日（木曜日）午前9時
時から、あじさい館研修室2で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 それでは、そのようにいたします。
以上で、本日の教育委員会8月定例会を閉会いたします。
お忙しい中、ご審議、誠にありがとうございました。

事 務 局 起立、礼。

閉会 午前11時20分

- 10 議決事項 議案第20号について可決
議案第21号について可決
議案第22号について可決
議案第23号について可決
議案第24号について可決